

○北方町新庁舎建築設計プロポーザル実施要領

北方町が計画している新庁舎建築事業の設計者を選定するにあたっては、次の要領による。

1 プロポーザルの名称

北方町新庁舎建築設計プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）

2 プロポーザルの概要

(1) 目的

平成25年8月に策定した「北方町新庁舎建設基本計画」に基づき、本町が計画している新庁舎の建築に係る設計業務等を発注するため、柔軟かつ高度な発想力や、設計能力及び豊富な経験を有する設計者を選定する。

(2) 事業計画（予定）

基本設計及び実施設計（平成25～26年度）

建設工事（平成26～27年度）

(3) 事業内容

ア 建物用途 役場庁舎

イ 地名地番 本巢郡北方町北方字長谷川 1857 番 16

ウ 敷地面積 約 5,770 m²

上記敷地の北側に(仮称)防災公園が隣接する。(仮称)防災公園のイメージについては町ホームページを参照のこと。なお、(仮称)防災公園については本計画には含んでいない。

エ 想定規模 延床面積 最大 5,000 m²程度（屋内車庫を除く。）

オ 高さ 公園都市・人間都市のシンボルとしての景観を重視し、敷地利用計画などを総合的に勘案した階数とする。

カ 駐車場 隣接する(仮称)防災公園や周辺公共施設の駐車場利用を勘案し、来庁者用として約100台分を確保する。この内、5台分は障がい者用駐車場とする。また、公用車駐車場として屋内車庫20台程度を確保すること。

キ その他、周辺のインフラ状況

上水道・公共下水道・都市ガス(東邦ガス)・ケーブルテレビ(CCN)

(4) 地域区域等

ア 用途地域 第一種中高層住居専用地域（第二種住居地域へ用途地域変更協議中。）

イ 建ぺい率 60%

ウ 容積率 200%

エ 防火地域等 指定なし（建築基準法第22条指定区域）

オ 日影規制 4時間・2.5時間

カ 地区計画 なし

キ 降雪量 建築基準法による降雪量0.5m

(5) 周辺道路

隣接道路は全て町道。幅員は、下表のとおり。

北側	約11m	南側及び西側	約9m	東側	約4m
----	------	--------	-----	----	-----

3 主催者及び事務局

(1) 主催者 北方町

(2) 事務局 北方町総務課（北方町役場2階）

〒501-0492 岐阜県本巣郡北方町北方1323-5

電話：058-323-1111(代) 内線113

FAX：058-323-2963

メールアドレス：info@town.gifu-kitagata.lg.jp

町ホームページ：http://www.town.kitagata.gifu.jp/

4 審査委員会

参加表明書等の審査は、北方町新庁舎建築設計プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）が実施する。

◆審査委員（順不同・敬称略） ◎委員長・○職務代理

◎岐阜工業高等専門学校建築学科准教授（建築計画学）	藤田 大輔
○名古屋大学大学院工学研究科准教授（建築計画学）	恒川 和久
岐阜工業高等専門学校建築学科准教授（建築環境工学）	青木 哲
岐阜県都市建築部建築指導課長	篠田 圭司
北方町議会議長	戸部 哲哉
北方町政策審議会会長	神谷 秀一
北方町副町長	野崎 眞司
北方町総務課長	村木 俊文

5 参加資格

(1) 北方町建設工事入札参加資格者名簿の建設関連業務（測量・建設コンサルタント・建築設計に限る。）のみに掲載されている者（プロポーザルの提出期限までに掲載されることが見込まれる者を含む。）であること。

(2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (4) 北方町建設工事請負契約に係る指名停止措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に受けていない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (6) 次に掲げる者は、有資格者であっても本プロポーザルに参加できない。
 - ア 審査委員及びその家族
 - イ 審査委員及びその家族が主宰、役員、顧問をしている営利組織に所属する者
 - ウ 審査委員が大学に所属する場合において、その審査選定委員の研究室に現に所属する者
 - エ 主催者の組織に所属する者
- (7) 参加表明書等の提出者は、本業務に関して専門分野（総括、意匠担当を除く。）についての協力者を加えることができる。ただし、協力者となった者及びその者の所属する事務所は、本プロポーザルに参加できない。
- (8) 参加表明書等を提出した者が審査委員又は関係者と本計画に関する接触を求めたときは失格とする。
- (9) 技術提案書等がいずれかに該当する場合には無効となる場合がある。
 - ア 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
 - イ 作成要領に指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
 - オ 提出書類に虚偽の記載があるもの、すでに発表されたものと同若しくは類似の提案又は盗作した疑いがあると委員会が認めたもの。なお、契約後に事実関係が判明した場合においても同様とする。

6 参加条件

本設計プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）の必要な資格は、次のとおりとする。なお、設計共同体でも参加ができる。

単独の場合は、本店を岐阜県内に有し、次の資格要件のすべてに該当すること。

設計共同体で参加する場合、構成員は2者とし、1者は本店を県内に有する

者とし、他の1者は岐阜県又は愛知県に本社、支社、本店、支店又は事務所を有する者とし、代表構成員（構成員のうち出資比率（最低を40%とする。）が最大である者。以下同じ。）が次の資格要件のすべてに該当すること。

他の構成員については、他の参加者を兼ねていないこと。

- (1) 参加表明書等を提出すること。
- (2) 設計事務所は、平成15年8月以降に日本国内で竣工又は実施設計を完了した延床面積2,000㎡以上の事務所(主用途を事務所とした複合施設を含む。)又は延床面積2,000㎡以上の公共建築物の設計実績を有すること。
- (3) 総括責任者は、一級建築士であること。
- (4) 総括責任者及び意匠担当主任技術者は、提出者の組織に所属していること。
- (5) 総括責任者及び各担当主任技術者はそれぞれ1名であること。
- (6) 総括責任者は、記載を求める各担当主任技術者を兼任していないこと。また、記載を求める意匠担当主任技術者が記載を求める他の分担業務分野の担当主任技術者を兼任していないこと。
- (7) 主たる分担業務分野（意匠分野）を再委託しないこと。
- (8) 構造担当主任技術者は、平成15年8月以降に日本国内で竣工又は実施設計を完了した免震構造又は制震構造の建築物の設計実績を有すること。
- (9) 業務の一部を再委託する場合には、再委託先の建設コンサルタントが、当該年度の北方町の入札参加資格を有している者である場合、指名停止期間中でないこと。

7 実施スケジュール（全て平成25年）

8月21日(水)	募集の公告（実施要領等の公開）
8月30日(金)	第1次審査に係る質疑提出期限
9月5日(木)	上記への回答
9月11日(水)～17日(火)	第1次審査提出図書受付
9月24日(火)	第1次審査委員会
10月8日(火)	第2次審査に係る質疑提出期限
10月15日(火)	上記への回答
10月21日(月)～25日(金)	第2次審査提出図書受付
11月11日(月)	第2次審査委員会
11月中	代表作品等調査
11月30日(土)	第3次審査委員会(公開プレゼンテーション及びヒアリング)
12月上旬	最終結果及び総評発表

※ 第1次審査委員会以降の日程については変更する場合があります。

8 参加表明書等の交付場所及び交付方法

(1) 交付場所

事務局

(2) 交付方法

参加表明書等（様式）は1者に各1部を交付する。郵送により入手を希望する場合は、郵便番号、住所、氏名を記載した200円分の切手を貼った角型2号封筒を同封のうえ、「プロポーザル説明書請求」と朱書きし、事務局宛に送ること。なお、交付期間中に到着したものに限り受け付けるものとする。

また、当該資料は北方町ホームページからも入手できる。

URL http://www.town.kitagata.gifu.jp/administrative/index_newoffice.html

9 参加表明書等の提出方法

(1) 第1次審査提出書類

ア 参加表明書（様式第1）

イ 設計事務所の概要（様式第2）

ウ 設計事務所の主要業務実績（様式第3）

エ 設計事務所の主要業務実績詳細（様式第4）

オ 総括責任者の実務実績等（様式第5）

カ 総括責任者の主要業務実績詳細（様式第6）

キ 受託した場合の各担当主任技術者の実務実績（様式第7）

ク 協力事務所の内容等（様式第8）

ケ 基本コンセプトと配置計画案（様式第9）

(2) 書式等

書式及び記入方法は、北方町新庁舎建築設計業務プロポーザル参加表明書等作成要領に基づき作成すること。

(3) 提出場所

事務局

(4) 提出方法

ア 提出期間内に事務局に持参又は郵送とする。郵送の場合は、封筒に「プロポーザル参加表明書等在中」と朱書きし、提出期限までに必着のこと。

イ 事務局による提出書類の受領確認後、受付番号を付した受領書を交付する。

(5) 提出部数

参加表明書（様式第1）は1部提出すること。

A4サイズの様式第2、第3、第5、第7、第8とA3サイズの様式第4、

第6、第9の用紙サイズごとにまとめて、それぞれ左上1箇所をステープラー（ホッチキス等）留めとして各10部提出すること。

また、総括責任者及び担当主任技術者の資格を取得したことを証するもの（資格証の写し）を各1部提出すること。

10 第1次質問書の提出手続等

(1) 質問書の提出場所及び方法

参加表明書等（様式第1～様式第9）に関して質問がある場合は、プロポーザルに関する質問書（様式第10）を作成し、事務局のメールアドレスに添付ファイルで送付のこと。他の方法による質問は受け付けない。

質問の件名は「北方町新庁舎建築設計質問書【●●】」（●●は所属名・提出者名）とすること。

(2) 質問書の提出期限

平成25年8月30日（金）午後5時まで。

(3) 回答期限及び回答方法

随時、質問回答書を取りまとめ、平成25年9月5日（木）午後5時までに北方町ホームページに掲載する。

11 第1次審査（書類審査）の実施

委員会において参加表明書等を審査し、第2次審査の技術提案書等要請者を10者程度選定する。

(1) 評価基準

委員会は、参加表明書等の内容を重点にした評価基準に基づいて選定する。

評価項目	評価事項
事務所の実力 （業務経歴等）	技術力、有資格者数、同種・類似業務実績数
担当チームの能力 （技術者等の経験と能力）	総括責任者及び各担当主任技術者等の資格、 経験、業務実績、繁忙度
担当チームの対応	提案された基本コンセプトと配置計画案の考 え方

(2) 第1次審査の結果は、参加表明者全てに対し、書面によりその旨を通知するほか、北方町ホームページにより公表する。

12 技術提案書等の提出方法

(1) 第2次審査提出書類

ア 技術提案書（様式第11）

イ 基本コンセプトと配置計画案及び各テーマについての提案(技術提案書)
(様式第12-1/12-2)

ウ 総括責任者及び担当主任技術者のCPD認定時間状況(様式第13)

(2) 書式等

9(2)と同じ。

(3) 提出場所

9(3)と同じ。

(4) 提出方法

9(4)と同じ。ただし、郵送の場合の封筒の表示は「技術提案書在中」とすること。

(5) 提出部数

技術提案提出書(様式第11)は1部提出すること。様式第12-1、様式第12-2及び様式第13は、左上1箇所をステープラー(ホッチキス等)で留めて10部提出すること。

また、建築CPD実績証明書を1部提出すること。

なお、第2次審査で提出する様式第12-1は、第1次審査で提出した様式第9の記載内容を精査し修正を加えてもよい。

13 第2次質問書の提出手続等

(1) 質問書の提出場所及び方法

技術提案書等(様式第11~様式第12-2)に関して質問がある場合は、プロポーザルに関する質問書(様式第10)を作成し、事務局のメールアドレスに添付ファイルで送付のこと。他の方法による質問は受け付けない。

質問の件名は「北方町新庁舎建築設計質問書【●●】」(●●は所属名・提出者名)とすること。

(2) 質問書の提出期限

平成25年10月8日(火)午後5時まで。

(3) 回答期限及び回答方法

随時、質問回答書を取りまとめ、平成25年10月15日(火)午後5時までに北方町ホームページに掲載する。

14 第2次審査(書類審査)の実施

委員会は、第2次審査により選定された者を対象に技術提案書等の審査を実施し、第3次審査のプレゼンテーション要請者を3~5者程度選定する。

(1) 評価基準

評価項目	評価事項
------	------

担当チームの対応 (基本コンセプト、技術提案等)	①業務の理解度 ②実施方針の妥当性 ③技術提案の的確性・独創性・実現性 ④取組意欲
-----------------------------	--

(2) 結果の通知と公表

第2次審査の結果は、技術提案書を提出した者全てに対し、書面によりその旨を通知するほか、北方町ホームページにより公表する。

15 第3次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施

委員会は、第2次審査により選定された者を対象に技術提案書等のプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、最優秀者及び次点者を選定する。

第3次審査におけるプレゼンテーションは、パワーポイント等を用いたパソコン操作による内容説明とする。

(1) 評価基準

技術提案書及びプレゼンテーションに基づく提案内容の総合評価。

(2) 結果の通知と公表

3次審査の結果は、プレゼンテーションを要請した者全てに対し、書面によりその旨を通知するほか、北方町ホームページにより公表する。

16 費用負担

参加表明書及び提出物の作成に要した費用、旅費、その他このプロポーザルの参加に要した全ての経費は、参加者の負担とする。なお、第3次審査以後の参加者に対して、1者当たり5万円の報償金を支払う(採用者及び失格者は除く。)

17 設計及び監理業務委託契約

(1) 契約の締結

北方町は、最優秀となった者と新庁舎建築に関する基本設計及び実施設計並びに工事監理業務を委託するための随意契約を行う。ただし、最優秀者に事故等があり、契約が不調となった場合は、次点者を随意契約の相手方とする。

(2) 業務名

(仮称)北方町新庁舎建築設計監理業務

(3) 履行期間

平成25年12月下旬から平成26年9月下旬まで

(上記期間は、基本設計及び実施設計に関する部分であり、工事監理に関する期間については別途指示する。)

(4) 業務内容

設計業務は、北方町が定める契約書のほか特記仕様書に基づき、以下の業務を予定する。

I 基本設計業務

- ア 諸室の機能、規模の検討
- イ 配置計画、周辺環境整備計画の策定
- ウ 平面計画、立面計画の策定
- エ 概算工事費の算定
- オ 設計図書、鳥瞰図、説明資料等の作成

II 実施設計業務

ア 検討・情報収集

- ① 基本設計に関する意見集約、検討、調整
- ② 設定条件の詳細な把握
- ③ 使用材料についての調査、確認
- ④ 特殊工法部分の詳細調査
- ⑤ 各担当打合せ、調整
- ⑥ スケジュールの調整

イ 条件設定

- ① 構造設計条件の詳細確定
- ② 工費の把握
- ③ 設計方針の展開
- ④ 機器類の配置、使用方法の設定
- ⑤ 配管配線等の系統、経路の決定

ウ 比較検討

- ① 各部材の適合性の検討
- ② 使用材料メーカーの選択
- ③ 工事費の検討
- ④ 施工技術の検討
- ⑤ 設備方式の詳細な検討
- ⑥ 維持管理についての検討
- ⑦ 関係法令等の照合、検討
- ⑧ 使用機器、材料の検討

エ 総合化

- ① 応力解析
 - ・ モデルの設定
 - ・ 構造計算

- ② 構造設計
 - ・ 各部の設計
 - ・ 接合部の設計
- ③ 概算工事費との調整
- ④ 他部門との照合、精査
- ⑤ 各種設備設計
- ⑥ 使用機器及び仕様の決定

オ 成果図書

- ① 一般図 図面目次、特記仕様、見取図、配置図、求積図、仕上表、平面図、立面図、断面図、系統図、機器表
- ② 詳細図 矩計図、キープラン図、各部詳細図（平面、断面、展開、各伏、建具家具類）
- ③ 構造図等 構造特記仕様書、梁伏図、基礎伏図、柱梁リスト表、各配筋図、構造計算書
- ④ 内訳書等 設計内訳書（一式も含む。）、参考数量調書、数量根拠書、積算根拠書
- ⑤ 関係法令手続書類、開発許可申請書、占用許可申請書、自費工事許可申請書、確認申請書類、省エネ計画書、シックハウス検討書、コスト縮減検討書（ライフサイクルコストの試算、縮減手法のシミュレーション、温室効果ガス等の排出の削減についてのシミュレーション等を予定）
- ⑥ その他 業務資料

Ⅲ その他一般的事項

- ア 現地測量業務（設計に関し必要な部分）
- イ 各種説明会、会議への参加協力（地元説明会、庁内会議等）
- ウ 参考資料及び会議等の議事録の作成
- エ 関係法令等に基づく諸手続
- オ 具体的な設計業務の実施にあたっては、技術提案書に記載された内容を反映しつつも、北方町との協議に基づいて実施するものとする。

- (5) 契約者
北方町
- (6) 契約書の作成の要否
作成を要する。
- (7) 契約保証金
北方町契約規則により免除とする。
- (8) 計画する建築規模

計画している建物の規模等は次のとおり。庁舎建築に係る工事費用は、約15億円を想定している。備品類やネットワーク等に関する費用を除くが、敷地内外構工事を含むものとする。

庁舎	延床面積	最大5,000 m ² 程度
駐車場		100台程度
公用車駐車場		20台程度

18 その他の事項

- (1) 関連事項を入手するための照会窓口は、事務局とする。
- (2) 提出書類は審査に必要な範囲において複製することができるものとし、返却はしない。また、参加者において、提出された書類を雑誌、広報誌、その他一般の閲覧に供する場合は、事務局の承諾を得ること。
- (3) 技術提案書は、提出後の差し替え及び再提出は認めない。また、技術提案書等に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由による場合には、北方町の了解を得たうえで同等以上の技術者に変更するものとする。
- (4) 全ての審査の審査結果及び講評は、原則として公開する。
- (5) 第3次審査におけるプレゼンテーション及びヒアリングは公開により実施する。ただし、当日説明を行う者及び本プロポーザルに参加した関係者は傍聴することができない。また他の者に傍聴を依頼することもできない。なお、最終決定に関する協議は非公開とする。
- (6) プロポーザルの結果、最優秀者となり設計業務を受託した建設コンサルタント等（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。）が、製造業及び建設業の企業と資本・人事面において問題があると認められる場合、当該関連する企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。
- (7) 応募予定者に対する現地見学会等は開催しない。個別に現地見学等を実施する場合は、事前に事務局に連絡し、近隣居住者及び通行人などに迷惑がからないようにすること。なお、トラブルの内容によっては失格とすることある。
- (8) 第3次審査参加者から提出された技術提案書等については、審査の結果とともにホームページで公表する。